

作業受委託と農地賃貸借の展開方向

宮 崎 猛

1 は し が き

わが国の土地用役市場は、借入農家の競争関係、貸付側の競争関係、借入農家と貸付側の対抗関係を基準にその競争構造を分類すると、貸し手市場、借り手市場、閉塞型市場に区分できる。このうち借り手市場と閉塞型市場では、作業受委託と農地賃貸借の間に強い競争関係のみられる場合が多く、作業受委託の普及は農地賃貸借促進の阻害要因となっている。本稿の第1の課題は、作業受委託の成立条件のうち経営経済的条件を明らかにして、農地賃貸借を促進するための諸条件を検討することである。

集団栽培組織や共同利用組織等の稲作生産組織は、作業受委託促進に大きく貢献しており、農地賃貸借促進への貢献度は小さい。本稿の第2の課題は、稲作生産組織の社会的効率性や農地流動化阻害要因を明らかにして、農地賃貸借促進のための今後の課題を検討することである。そのための分析方法として、土地用役市場の競争構造を細分類して、稲作生産組織のみられる土地用役市場とそれが存在しない土地用役市場とを比較する方法をとる。また、本稿で分析対象とする地域は、実勢小作料が比較的低水準に形成されている新潟県を除く北陸、近畿、東海の名農業地域であり、借り手市場と閉塞型市場の土地用役市場に限定している。

2 リースの形態と作業受委託

広義のリースは賃貸借契約を意味するが、これは法的経済的性格によりオペレーティング・リースとファイナンシャル・リースに区分できる¹⁾。前者では、貸し手が早期廃用危険を負担して、借り手が所有危険を回避できるのに対して、後者では、借り手が貸し手の投資額の回収を保証すると同時に、一定期間の間、借り手が特定財産を占有し、使用する権利を与えられる。

ファイナンシャル・リースは、特定の借り手を相手として特定財産を対象に行われ、契約期間内には解約できない。借り手は賃借料を支払うことにより、貨幣資本調達を媒介せずに設備その他の固定資産の利用権を獲得する。この限りで、ファイナンシャル・リースは一種の資本調達手段である。農地賃貸借は、このリース形態に含まれる。

オペレーティング・リースは、レンタルとチャーターに区分される。レンタルでは、貸し手が設備機械・耐久消費財を一定量所有しており、不特定多数の借り手に繰り返し貸し付ける。この場合契約期間は短く、時間・日・週・月を単位とする。単位期間当りの料金は、契約期間

の長短にかかわらず一定である。これに対してチャーターは、主として船舶・航空機・土木機械に利用され、その物件のみを対象とする場合と、乗組員や操作技術者の雇用を含めた一種の下請運航契約を結ぶ場合とがある。農作業受委託は作業請負契約であり、チャーター方式のうち後者のリース形態に含まれる。

わが国農業経営の主要形態は家族経営であり、とくに零細稲作経営のリース形態には次の特徴がみられる。零細稲作経営が、兼業化の進展等に対応して稲作作業の省力化を図る場合、まずオペレーティング・リースを採用する。この場合、レンタル方式は極めて少なく、通常はチャーター方式である。すなわち、耕耘、田植、収穫等の部分作業行程を委託する（部分作業委託）。部分作業委託を積み重ねて、機械作業の可能な全作業行程を委託する全面作業委託もチャーター方式のレンタル形態である。この場合、機械作業の困難な肥培管理や経営管理の労働が委託経営に残される。これに対して、農地賃貸借はファイナンシャル・リース形態であり、農地の貸付側はレサーとなる。

稲作経営では、特定機械作業行程の委託とその機械の購入、および全面作業委託と農地貸付けとが代替関係にある。それゆえ作業受委託の成立条件を検討する場合、これら両面に関する分析が必要である。

1) リースの形態については、参考文献[1]、[2]参照。

3 作業受委託の成立条件

作業受委託の経営経済的成立条件には、第1に、機械・施設購入と比較した作業委託の有利な採算性と、第2に、農地貸付けと比較した全面作業委託の有利な採算性が挙げられる。

作業委託か機械・施設購入かの意思決定方法には、原価比較法と現金利益比較法がある²⁾。このうち現金利益比較法では、新規機械・施設導入に伴う純現金増加額を評価しなければならない。現行の統計類に基づくこの評価は困難であることから、本稿では原価比較法による作業委託と機械・施設購入の採算性比較分析を行う。この場合、機械・施設の購入費用を私経済的費用に限定する私経済的採算性比較分析と、その購入原価による経営経済的採算性比較分析とがある。

農機具購入と作業委託の私経済的費用比較法に基づく作業受委託の成立条件は、次式で示される。

$$\text{農機具減価償却費} + \text{同購入補充} \cdot \text{修繕費} + \text{燃料費} \geq \text{作業料金}$$

農機具減価償却費が経営面積に分散される程度の違いから、零細経営では作業委託が有利となり、それ以上の経営では機械購入が有利となる。また、上記費用のうち現行の統計類で計算可能な費目は減価償却費のみである。表1では、当該農機具減価償却費÷当該10a当り作業料金の計算式により、作業委託に比較した機械購入の私経済的採算限度となる最小経営面積を示している。昭和57年では、耕耘・田植・収穫作業について作業委託に比較した機械購入の

表1 作業委託に比較した機械購入の採算限度となる最小経営面積

機械と経済性の種類	動力耕耘機 (7~10ps)		動力田植機 (4条植)		乗用トラクター (15ps)		コンバイン	
	私経済性	経営経済性	私経済性	経営経済性	私経済性	経営経済性	私経済性	経営経済性
昭和53年	75	144	41	63	100	212	90	136
54	77	155	43	66	101	224	85	127
55	75	154	42	67	97	218	94	143
56	73	149	42	67	91	201	96	145
57	71	143	71	112	90	197	99	148

注1) 私経済的採算性＝減価償却費÷10a当り作業料金

経営経済的採算性＝(減価償却費＋固定資本利子)÷(10a当り作業料金－同運転時間の労賃見積額－同労賃資本利子)

なお、減価償却費＝購入価格×0.5÷5年(トラクターのみ8年)、固定資本利子＝購入価格×0.5×0.04で計算した。

2) 資料：農水省「農村物価賃金統計」「米生産費調査」各年次。

3) 単位：a

採算限度となる最小経営面積は 71a から 99a である。

農機具購入と作業委託の経営経済的原価比較法による作業受委託の成立条件は、次式で示される。

農機具減価償却費＋同固定資本利子＋同補充・修繕費＋同運転時間の労賃見積額＋同労賃資本利子＋燃料費≥作業料金

上記原価のうち、現行の統計類で計算可能な費目は、減価償却費と固定資本利子、同運転時間の労賃見積額と同労賃資本利子である。零細規模経営では、年間の農機具利用度が低いことから、減価償却費の過大計上を回避するために、残存価額割合を50%に設定している⁹⁾。また、農機具運転時間の労賃見積額は、米生産費調査から零細規模層の該当作業動力運転時間と家族労働費見積り単価により計算した。上記原価のうち、減価償却費と固定資本利子は固定費であり、労賃見積額と労賃資本利子および作業料金は変動費である。それゆえ、(当該農機具減価償却費＋同固定資本利子)÷(当該10a当り作業料金－同運転時間10a当り労賃見積額＋同労賃資本利子)の計算式により、作業委託に比較した機械購入の経営経済的採算限度となる最小経営面積を示している(表1)。昭和57年では、耕耘・田植・収穫作業のそれは112aから197aである。

作業行程別に採算限度となる最小経営面積の推移をみると、耕耘作業では縮小傾向にあるが、田植・稲刈作業では拡大傾向にある。これは両種の機械購入価格と10a当り作業料金の上昇率の違いに起因している。

第2の作業受委託の存続条件である農地貸付けと比較した全面作業委託の私経済的採算性は、次式で示される。

水稻部門所得＋農機具減価償却費＋同購入補充・修繕費＋購入光熱動力費＋賃借料及び料金－全面作業料金≥小作料収入

表2 全面作業委託の残余所得と小作料（全国，全調査農家）

区 分	全面作業委託の残余所得			小 作 料
	30 a 未満	30～50	50～100	
昭和53年	67,503	68,274	73,172	30,205
54	63,696	62,378	68,010	29,196
55	45,353	44,855	51,406	30,273
56	60,597	61,082	63,912	33,908
57	48,371	51,830	57,998	34,772
58	51,035	57,099	61,317	36,260

注1) 全面作業委託の残余所得＝水稻部門所得＋農機具減価償却費＋同購入補充・修繕費＋購入光熱動力費＋賃借料及び料金－全面作業料金（種籾・除草剤・肥料・農薬代別，個人農家）

2) 資料：農水省「米生産費調査」，全国農業会議所「農業労賃等に関する調査結果」各年次。

3) 単位：円/10a。

表2は，米生産費調査から全国平均値について上式の計算結果を示している。表では，機械購入に比較した作業委託の有利性が確認できる1ha未満の零細規模階層に限定している。いずれの階層とも，全面作業委託の残余所得が小作料を上廻っており，全面作業委託の採算性が高い。しかし，同様の計算式で北陸，東海，近畿の農業地域別にみると，以下の重要事項が確認できる（表3）。第1に，農地貸付けに比較した全面作業委託の私経済的有利性が傾向的に低下しており，昭和58年現在では北陸の50a未満層と近畿の30a未満層では，その有利性がほとんどみられない。第2に，3地域における全面作業委託の残余所得の階層間較差が拡大傾向にある。これら重要事項の要因は，米価の低迷および全面作業料金と小作料の上昇にあり，また稲作生産性における階層間較差の拡大に起因している。

零細規模層では，機械購入に比較した作業委託の有利性が顕著にみられる。しかし，この階層における農地貸付けに比較した全面作業委託の有利性は，一部の地域では皆無であり，むしろ

表3 全面作業委託と農地貸付けの採算性比較（農業地域別，全調査農家）

区 分	北 陸			東 海			近 畿		
	30 a 未満	30～50	50～100	30 a 未満	30～50	50～500	30 a 未満	30～50	50～100
昭和53年	13,596	15,175	18,778	48,657	53,055	56,939	29,884	32,466	38,252
54	20,019	14,630	19,030	36,877	39,472	48,532	19,692	24,822	30,660
55	10,209	7,320	11,830	23,098	28,205	39,851	678	11,787	12,213
56	5,450	10,654	11,064	34,820	39,356	45,208	17,214	19,155	22,876
57	12,909	7,018	23,233	10,883	15,825	23,538	▲1,820	5,670	13,883
58	▲2,281	1,656	11,605	19,149	23,944	32,134	2,240	10,668	15,233

注1) 全面作業委託の残余所得－小作料により計算した。

全面作業料金は個人農家と生産組織等の平均値を，小作料は小作地のそれをそれぞれ利用した。

2) 資料：表2と同様。

3) 単位：円/10a。

る農地貸付けの採算性の方が高い場合もみられる。それゆえ、全面作業料金と小作料が今後上昇傾向を続けるものと予想した場合、全面作業委託に比較した農地貸付けの有利性は拡大することから、農地流動化が進展するものと推定できる。

- 2) 原価比較法と現金利益比較法については、参考文献[1]，[2]参照。
- 3) 零細規模経営における減価償却費の過大計上問題については、参考文献[3]参照。

4 稲作生産組織と農地賃貸借

(1) 土地用役市場の構造類型

土地用役市場は、実勢小作料が貸付側の要求小作料に近い低水準にある借り手市場と、それが零細借地農家の支払可能小作料に近い高水準にある貸し手市場、および農地改革残存小作等に比較して現代的農地賃貸借が少なく、実勢小作料が統制小作料や標準小作料に近い極低水準にある閉塞型市場に区分できる⁴⁾。

貸し手市場は、借入農家間の競争関係および借入農家と貸付側との対抗関係から、貸し手少数型、借入農家間競争型、大規模借地農家集積型の構造類型に細分類できる⁵⁾。借入農家と貸付側との対抗関係についてみると、借入農家に比較して貸付側が少数であり、貸付側の希望が契約内容に反映される土地用役市場は、貸し手少数型である。また、借入農家と貸付側がほぼ同数であり、かつ両者が相当数存在している場合や借入農家に比較して貸付側が多数である場合でも、貸し手市場の事例がみられる。この場合は、借入農家と貸付側との対抗関係の他に、借入農家間の競争関係を勘案して、借入農家間競争型と大規模借地農家集積型に区分する。貸付農家が比較的多数の場合でも、借入農家間の土地用役調達競争が熾烈であれば、貸付側の希望に近い契約内容が実現できる。それゆえ、借入農家間の競争関係のうちとくに大規模借地農家と零細借地農家との競争関係に着目する。なぜならば、両者における経営管理者の意思決定期間と支払可能小作料とは異なり、現代的農地賃貸借の増加に対応して、経営規模階層間の収益性較差を背景に大規模借地農家が零細借地農家を土地用役市場から駆逐する傾向がみられるからである。両者の割合の差異に応じて、両者の競争が熾烈な場合を借入農家間競争型、大規模借地農家による零細借地農家の駆逐が進行しつつある場合を大規模借地農家集積型という。前者では、借入農家に占める水田経営面積 3 ha 未満の零細借地農家の割合が極めて高く、後者では、それ以上の大規模借地農家の割合が高く、その土地用役集積度が50%以上である。

借り手市場と閉塞型市場では、作業受委託と農地賃貸借の競争関係から、農地賃貸借と作業受委託少数型、作業受委託優勢型、両者の勢力拮抗型、両者の勢力優勢型、農地賃貸借優勢型の構造類型に区分する(表4)。このうち、前2者の構造類型は閉塞型土地用役市場のそれであり、後3者の構造類型は借り手市場のそれである。

貸し手市場では借入農家層が分厚く存在しており、借入農家間の土地用役調達競争が激しい。この場合、農地賃貸借と作業受委託の競争関係が問題となるのは、土地用役供給の少ない貸し

表4 土地用役市場の類型と作業受委託

土地用役市場 の 類 型	貸 し 手 市 場			閉 塞 型 市 場		借 り 手 市 場		
	大規模借地 農家集積型	借入農家 間競争型	貸し手 少数型	農地賃貸借と作 業受委託少数型	作業受委 託優勢型	両者の勢 力拮抗型	両者の勢 力優勢型	農地賃貸 借優勢型
貸付側と借入 農家の対抗関係	貸<借	貸=借	貸>借	貸付側、借入農家とも 極めて少数		貸=借	貸<借	貸<借
貸付側間の 競争関係	← 弱 い →			← 弱 い →		← 強 い →		
借入農家間の 競争関係	← 強 い →			← 弱 い →		← 弱 い →		
作業受委託の 普及状況	中程度	中程度	多い	少ない	極めて 多い	多い	多い	少ない

注) 貸付側と借入農家の対抗関係では、貸>借は貸付側の対抗力が強い場合を、貸=借は両者の対抗力が拮抗している場合を、貸<借は借入農家の対抗力が強い場合を示している。

手少数型市場についてである。これに対して、借り手市場や閉塞型土地用役市場では借入農家層の形成が薄弱であり、零細農家層においては土地用役供給と作業委託とが代替関係にあり、農地賃貸借と作業受委託には強い競争関係がみられる。また、借り手市場では農地流動化の進展に対応して大規模借地農家の成立する可能性が高い。それゆえ、表のうち両者の勢力優勢型と農地賃貸借優勢型の土地用役市場は、大規模借地農家への土地用役集積度が高い大規模借地農家集積型市場にあるものと推定できる。

表5は、全国農業会議所「昭和58年度水田小作料調査」と農水省「昭和55年農業センサス集落カード」から、近畿、東海、北陸の9県28集落を分析対象として、稲作生産組織のみられ

表5 閉塞型と借り手市場の類型

類 型	閉 塞 型 市 場		借 り 手 市 場		
	農地賃貸借と 作業受委託少 数型市場	作業受委託 優勢型市場	両者の勢力 拮抗型市場	両者の勢力 優勢型市場	農地賃貸借 優勢型市場
10a当り小作料	19	18	24	28	21
小 作 料 率	12	14	17	19	17
借 入 面 積 率	6	8	11	23	18
借 入 農 家 率	30	26	39	37	51
$\frac{\text{借入農家戸数} \times \text{貸付面積}}{\text{貸付農家戸数} \times \text{借入面積}}$	1.73	1.47	1.34	0.82	0.94
$\frac{\text{委託農家戸数}}{\text{貸付農家戸数}} \times 100$	82	665	349	236	54
$\frac{\text{請負の面積}}{\text{水田面積}} \times 100$	7	164	36	76	11
対 象 集 落 数	5	10	6	4	3

注1) 単位：千円/10a、%。

2) 資料：全国農業会議所「昭和58年度水田小作料調査」、農水省「昭和55年度農業センサス集落カード」。

3) $\frac{\text{借入農家戸数} \times \text{貸付面積}}{\text{貸付農家戸数} \times \text{借入面積}}$ を借入農家と貸付側との対抗関係を示す指数とした。

宮崎 猛：作業受委託と農地賃貸借の展開方向

ない土地用役市場の構造類型について、該当類型ごとに1集落当りの平均値を示している。このうち、閉塞型土地用役市場は15集落であり、全体の半数以上を占めている。これに対して、農地賃貸借が進展している借り手市場類型である両者の勢力優勢型や農地賃貸借優勢型は、7集落と少ない。また、作業受委託の活発な市場類型である作業受委託優勢型と両者の勢力拮抗型、両者の勢力優勢型は、20集落と極めて多い。それゆえ、閉塞型と借り手市場の土地用役市場では、農地賃貸借と作業受委託の競争関係が強く、大規模借地農家集積型の土地用役市場は比較的少ないものと推定できる。

(2) 稲作生産組織と農地流動化

表6は、表5と同様に稲作生産組織のみられる土地用役市場の構造類型を示している。表では、各市場構造類型とも表5と比較して、作業受委託および農地賃貸借が進展している。とくに作業受委託の増加が著しい。また、作業受委託の活発な市場類型は16集落中14集落と、大半を占めている。それゆえ、稲作生産組織化は作業受委託の進展に大きく貢献しており、農地流動化への貢献度は低い。生産組織形態のうち受託組織は、作業受委託優勢型市場と両者の勢力拮抗型市場のみ存在しており、生産組織形態と作業受委託や農地賃貸借の進展度合とは必ずしも一致しない。この限りで、稲作生産組織は作業受委託と農地賃貸借の競争関係を激化させるひとつの要因である。また、農地賃貸借や作業受委託が進展して、市場類型が表の左から右へと推移するのに対応して、10a 当り小作料と小作料率は上昇している。ただし、農地賃貸借

表6 稲作生産組織と土地用役市場の類型

類 型	閉 塞 型 市 場		借 り 手 市 場		
	農地賃貸借と 作業受委託少 数型市場	作業受委託 優勢型市場	両者の勢力 拮抗型市場	両者の勢力 優勢型市場	農地賃貸借 優勢型市場
10a 当り小作料	11	23	24	28	22
小 作 料 率	10	17	17	21	15
借 入 面 積 率	9	9	12	42	19
借 入 農 家 率	12	36	33	41	41
$\frac{\text{借入農家戸数} \times \text{貸付面積}}{\text{貸付農家戸数} \times \text{借入面積}}$	1.75	0.98	1.02	0.48	0.79
$\frac{\text{委託農家戸数} \times \text{貸付農家戸数}}{\text{家戸数}} \times 100$	67	762	554	470	58
$\frac{\text{請負の面積}}{\text{水田面積}} \times 100$	10	197	123	144	19
生 産 組 織 形 態	集団栽培と 共同利用	共同利用、一 部集団栽培と 受託	共同利用と受 託、一部部門 協業経営	共同利用、一 部集団栽培	共同利用
生産組織参加農家率	47	80	54	92	79
対 象 集 落 数	1	5	7	2	1

注1) 単位：千円/10a、%。

2) 資料：表5と同様。

優勢型市場はこの限りでない。

稲作生産組織が農地流動化を阻害する要因には、次の3点が挙げられる。第1は、中核農家の生産組織への出役が過重負担となり、個別経営における経営規模拡大が農繁期の労働時間の面から制限される。第2は、安定兼業農家は生産組織が行う農作業受託により、わずかな自家労働で稲作経営が可能であり、作業受委託が潜在的利用権設定農家の経営維持を可能にしている。第3は、集落を単位とする生産組織は、水路・農道の維持管理と賦課金徴収源の確保のために入作を排除する傾向が強く、集落を超えた広域的土地用役市場の形成を阻害している。

また、大規模借地農家に比較して生産組織は、第1に地域資源管理機能を保持し、社会的費用の外部化を抑制する。第2に耕地の分散性を克服するのに効果的である。第3に地域農業の担い手を幅広く確保するなどの社会的効率性を示している⁶⁾。

これら生産組織の農地流動化阻害要因や社会的効率性が、とくに借り手市場において作業受委託が農地賃貸借を抑え、優勢に展開している主要因のひとつである。

- 4) 武部氏は、土地用役市場類型を貸し手市場、借り手市場、勢力伯仲市場、閉塞市場に区分している(参考文献[4]参照)。本稿では、各市場類型の展開方向を分析する目的で、各類型の市場構造を細分類している。なお、氏の勢力伯仲市場は現行の土地用役市場の中では皆無に等しいと思われることから、本稿の考察対象から除外した。
- 5) 貸し手市場の構造類型である貸し手少数型、借入農家間競争型、大規模借地農家集積型の土地用役市場については、参考文献[5]参照。
- 6) 大規模借地農家に比較した生産組織の社会的効率性については、参考文献[6]参照。

5 む す び

土地用役市場の構造類型のうち、借り手市場や閉塞型土地用役市場では農地賃貸借と作業受委託との間に、強い競争関係がみられる。しかし、作業受委託の経営経済的成立条件をみると、一方では、機械購入と比較した作業委託の有利な採算性が拡大しているにもかかわらず、他方では、全面作業委託と比較した農地貸付けの有利な採算性が、とくに零細規模階層において拡大している。それゆえ、小作料と全面作業料金の上昇が予想できる今日、農地賃貸借を促進するための条件は拡大しているものと推定できる。最後に、農地賃貸借促進のための若干の課題を提示して、本稿のむすびとする。この場合の課題は、大規模借地農家に比較した生産組織の社会的効率性を損うことなく、生産組織による農地流動化阻害要因を払拭するものでなければならない。

第1の課題は、農地賃貸借当事者間の費用負担や小作料に関する施策についてである。現代的農地賃貸借における実勢小作料は、地域的に形成された土地用役市場を単位として、需要・供給関係により決定されている。貸し手市場の実勢小作料は、標準小作料を大幅に上回る水準にあり、借り手市場では実勢小作料の上昇が零細規模層における全面作業委託に比較した農地貸付けの有利性を顕在化させている。それゆえ、農地流動化促進のために、農地賃貸借が作業

宮崎 猛：作業受委託と農地賃貸借の展開方向

受委託に対抗できる小作料水準や貸し手市場の実勢小作料水準を許容できる小作料政策への転換が望まれる。この場合、集落組織の機能強化を基礎とする農地所有者の資源管理機能の強化が、小作料上昇分の見返りとして遂行される必要がある。すなわち、一方では土地所有者による水路・農道の維持管理と、他方では集落や地域農業関係諸機関の徴収賦課金を原則的に土地所有者負担とする旨の徹底を図り、その代償として小作料上昇を許容することが望まれる。

第2の課題は、中核農家や大規模借地農家の育成である。一方では土地用役市場の広域化を通じてこれら中核農家に土地利用権を集積する施策を構じると同時に、他方では集落組織を活用して、土地利用率向上を目的とした計画的土地利用を中核農家を中心に確立する施策を推進することが重要である。この場合大規模借地農家が成立する基本的な要因としては、当該農家における固定資本財の装備状況とともに、農業経営に専従する意志をもつ農業後継者の存在が重要である。また、前述した大規模借地農家に比較した生産組織の社会的効率性を、農地賃貸借によっても保持できる条件整備が必要である。そのために、第1に農業後継者の育成、第2に圃場整備事業による所有農地の徹底した集団化、第3に、小作料収入増加の見返りとして農地所有者の資源管理機能を強化することが重要である。

参 考 文 献

- [1] 神戸大学会計学研究室「管理会計ハンドブック」中央経済社，昭和44年4月。
- [2] 神戸大学会計学研究室「会計学辞典（第3版）」同文館，昭和55年10月。
- [3] 富岡昌雄「二兼農家稲作の経済学」山田弘・桜井倬治『コメの経済学』富民協会，昭和59年7月。
- [4] 武部隆『現代農地経済論』ミネルヴァ書房，1984年10月。
- [5] 宮崎猛「高率小作料の成立要因と形成要因」『農政調査時報』第343号，1985年4月。
- [6] 永田恵十郎「規模問題と稲作の生産組織」『農業経済研究』55巻3号，1983年12月。